

## 実践検討部会 概要

部 会 名	令和元年度第2回アセットマネジメント実践検討部会（グループA）
開 催 日 時	令和2年2月10日（月） 13：30～16：30
開 催 場 所	埼玉会館 6C会議室
出 席 者	<p>【部会委員】 川越市、熊谷市、春日部市、狭山市、越谷市、戸田市、桶川市、北本市、富士見市、三郷市、日高市</p> <p>【有識者】 有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 パブリックセクター パートナー 宗和 暢之 氏（講演）</p> <p>【傍聴者】 川口市、行田市、秩父市、深谷市、蕨市、朝霞市、坂戸市、吉川市、杉戸町</p> <p>【事務局】 埼玉県市町村課</p> <p style="text-align: right;">計31名</p>
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 外部有識者による講演</li> <li>4 個別施設計画策定及び総合管理計画改訂に係る取組状況の発表</li> <li>5 意見交換</li> <li>6 閉会</li> </ol>
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・出席者名簿</li> <li>・個別施設計画の策定及び総合管理計画の改訂に向けた取組状況について</li> <li>・意見交換テーマ一覧表</li> <li>・講演資料（有限責任監査法人トーマツ 作成資料）</li> </ul>
意 見 交 換	<p>(1) 個別施設計画策定後の運用について</p> <p>① 施設再編計画に基づく取組過程での方向転換に対する対応</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別施設計画の策定において、方向性が定まっていないものについては、「A案」、「B案」を併記するような形で載せる予定。その後の検討の中でいずれかに絞れた際には、計画の改訂を行う予定。</li> <li>・再編計画における方針では「廃止」または「民営化」となっている施設について、個別施設計画策定の段階になって公共施設のまま残したいというようになった施設がいくつかある。財政フレームの中で計画を策定しているため、方向転換を求められた施設については、ハード・ソフトに関わらず他の事業について削減を要</li> </ul>

求するしかないのではないかと考えている。

**【有識者から】**

- ・方向転換はあるものだと想定しておくべき。
- ・方向転換の原因が実効性の低い計画を策定したことによるものであれば、そもそも計画策定の意味がなくなってしまうため、実効性のある計画を策定することが重要。
- ・方向性を決めきれない場合は、「A案」、「B案」を併記する方法や、現在の検討状況を途中経過として計画に記載する方法もある。
- ・計画策定時だけでなく、計画策定後も庁内の検討体制を作っておくことで、方向転換があった際も全庁的な優先順位等の調整ができる。

② 個別施設計画実行のための財政部門との調整

**【主な意見】**

- ・財政部門との調整方法や体制については確立していないが、令和2年度予算に関しては、個別施設計画案に基づいた費用計画を作成し、財政部門へ提出。各施設所管課が財政部門からのヒアリングを受ける際に同席し協議を行った。
- ・令和2年度予算における予算要求では、100～120件程度の調査や工事があり、施設マネジメント担当において全て現地確認し、優先順位づけをした。その上で、財源を補助金・地方債・一般財源に整理し、財政担当へ渡した。最終的な予算付けは財政担当によるが、基本的な部分については施設マネジメント担当が調整している。

③ 個別施設計画策定後の庁内での推進方法（当事者意識の醸成）

**【主な意見】**

- ・庁内での検討会において、施設所管課に座長を務めてもらうことで意識を高められているのではないかと考えている。
  - ・再編プランにおける再編時期が直近10年以内となっている施設を対象に、施設所管課において年度ごとの取組を記載した進行管理報告書を毎年度（4月・10月）提出してもらっている。4月には、次長級で構成される推進委員会に諮った上で、市長・副市長・部長級で構成される本部会議に諮り、当該年度の行動計画として確定したものを6月議会で説明している。10月には、推進委員会で内容を見直している。
- また、再編を達成した施設については、再編効果報告書により、再編前後のコスト比較やサービスの内容・効果を報告してもらい、推進委員会にて情報共有・評価している。
- ・施設所管課が個別施設計画の策定を進めているため、当事者意識

を持ってやってもらっていると考えている。

**【有識者から】**

- ・施設所管課の予算要求がなかなか通らないような場合に、施設マネジメント担当が庁内コンサルティングのような形で、施設所管課にアドバイスをしているという事例がある。このように、施設所管課の問題を施設マネジメント担当と一緒に解決することで、施設所管課の意識が高まるのではないかと考えている。

④ 計画外の工事への対応

**【主な意見】**

- ・施設所管課から点検マニュアルに基づいた点検を行った上で実施計画を提出してもらい、施設マネジメント担当にて現地確認を行う。現地確認を踏まえて調整した実施計画を財政部門に予算要求する。
- ・当初定めていた優先順位を変更しなければならない可能性があるため、順位を検討した上で、財政部門にあげている。

**【有識者から】**

- ・個別施設計画に記載のある工事の増額については、把握した段階でできるだけ早くその必要性や金額の確認をすべき。
- ・個別施設計画に記載のない工事をどこまで計画に記載するかについては、例えば、修繕費は記載しないが工事請負費は記載するというようなルールを決めるべきではないかと考えている。

(2) 総合管理計画の改訂について

① ユニバーサルデザイン化の推進方針について

○ ユニバーサルデザインの担当部署

企画部門や都市計画部門で担当している自治体あり。多くの自治体では担当部署が定まっていない。

○ ユニバーサルデザインの基本方針や計画等の有無

関連するものとして、「公共施設等多言語対応表記に関する方針」を作成し、庁内に周知している自治体あり。その他の自治体においては、方針等は策定していない。

② ユニバーサルデザイン化の対象範囲について

**【主な意見】**

- ・計画の総論部分に記載するのが、取りこぼしがいいのではないかと今のところは考えている。
- ・計画の中に一文を入れる程度で考えている。

**【有識者から】**

- ・総合管理計画への記載であるため、細かく個々の事業ごとに記載

するような必要はないかと思う。

③ 総合管理計画の改訂時期と委託の有無

- ・改訂時期については、半数以上の自治体が令和3年度としており、その他令和2年度や検討中としている自治体もあった。
- ・委託については、委託を予定している自治体が1団体、予算要求をしている自治体が2団体あり、その他は特に予定していない状況。

④ 改訂の範囲

【有識者から】

- ・国が示した指針に即した改訂だけでなく、各データの更新や進捗実績の追加をとした場合に、例えば延床面積の削減を目標としている場合は、どれだけ進捗したかを示すにあたり、更地にしたものをカウントするのか、用途廃止にしたものはカウントしないのかというように、実績を示すのがなかなか難しいのではないかと。これまでの取組みとして、文章で示すしかないのではないかととも思える。
- ・目標値の記載について、延床面積の削減を目標としている場合、改訂においては効果額を記載することとなっているため、あえて延床面積は記載しなくてもよいのではないかと。財政状況に合わせた運営をしていくという趣旨から考えると、効果額が目標となるわけだから、目標の記載を金額とする考えもあると思う。
- ・一方、わかりやすさで言えば、延床面積の方がわかりやすいという考えもあると思う。
- ・また、意見交換の中で出た「再編効果報告書」のようなものは、達成状況を説明する材料になるのではないかとと思う。

(3) その他

① 住民説明に係る周知方法等の工夫

- ・ホームページ、広報、自治会長を通じた全戸配布や回覧板、ツイッター、ライン等を活用したという事例あり。

② 公共施設管理システムの導入状況

- ・株式会社オーイーシー「fmSMART」
- ・株式会社ジオコミュニケーションズ「FM マスター」
- ・株式会社パスコ「PasCAL for LGWAN」
- ・一般財団法人建築保全センター「BIMMS」

これらを導入している自治体あり。その他、Excelで管理しているという自治体もあった。